

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予

～担保の提供に関するQ&A～

パート2（手続き等）

平成21年度の税制改正で創設された非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、申告書の提出期限までに、納税が猶予される税額に見合う担保を提供する必要があるとされております。

この場合において、どのような手続きが必要となるのかが問題となります。

このほど、国税庁から相続税・贈与税の納税猶予の担保に関する取扱いが Q&A形式 で公表されましたので、その中から、手続き等に係るものについてご紹介します。

[Q4]

認定承継会社の非上場株式を担保として提供する場合の手続きを教えてください。

[A]

認定承継会社の非上場株式を担保として提供する場合には、**非上場株式(株券)を法務局(供託所)に供託し、供託書の正本を税務署長に提出してください。**

なお、**認定承継会社の株券が発行されていない場合は、担保提供に当たって株券を発行していただく必要があります。**

(注) 特例非上場株式等の全部を担保提供する場合があります。

《参考:非上場株式を担保として供託する場合の手続の流れ(概要)》

(1) 次の手続きにより非上場株式を供託します。

① 担保のための供託書(正本・副本)を作成します。

なお、この用紙は法務局(供託所)に備え付けられています。

② 作成した供託書(正本・副本)を法務局(供託所)に提出します。

法務局(供託所)において内容の審査を行った後、供託書(正本)、「受理した旨」が記載されたもの及び供託有価証券寄託書が返却されます。

③ 法務局(供託所)から指定された日本銀行(本店・支店・代理店)へ、供託書(正本)、「受理した旨」が記載されたもの、供託有価証券寄託書及び株券を提出します。

④ 供託書(正本)、「納入された旨」が記載されたものが返却されます。

(注)実際の供託手続き等に関しては法務局にご確認ください。

(2) 税務署長に供託書(正本)を提出します。

税務署長から担保関係書類の預り証が交付されます。

[Q5]

認定承継会社(持分会社)の持分を担保として提供する場合の手続きを教えてください。

[A]

認定承継会社(持分会社)の持分を担保として提供する場合には、当該持分を目的とする質権設定に係る次の書類を税務署長に提出してください。

(注) 特例非上場株式等である持分の全部を担保提供する場合があります。

- ① 納税者が出資の持分に税務署長等の質権の設定をすることについて承諾したことを証する書類(自署押印したものに限りませう。)
- ② 納税者の印鑑証明書(上記①の押印に係るもの)
- ③ 持分会社が①の質権の設定について承諾したことを証する書類で次のいずれかのもの
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの及び法人の印鑑証明書
 - ・ 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類で郵便法第48条第1項の規定により内容証明を受けたもの及び法人の印鑑証明書

[Q9]

担保提供に関する書類等はいつまでに提出しなければならないのでしょうか。

[A]

非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けるためには、当該**相続税の申告書の提出期限までに、当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供すること**とされています。

なお、担保提供に関する関係書類は具体的には次に掲げるものをいいます。

(注) 例えば株券の発行や供託手続き等に時間を要するため、申告書の提出期限までに担保提供に関する書類の全部が整わない場合には、あらかじめ所轄の税務署(管理運営部門)にご相談の上、「速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書」を提出し、株券発行等の手続きを了した後に速やかに関係書類を提出してください。